証券コード5471
平成27年６月４日

株　主　各　位

名古屋市東区東桜一丁目１番10号
大同特殊鋼株式会社
代表取締役社長　嶋　尾　　正

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日、本総会にご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記３頁～42頁の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成27年６月25日（木曜日）当社営業終了時（午後６時）までにご行使くださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使]

当社の指定する議決権行使サイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の期限までに賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記43頁～44頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前９時）
２．場　　所　　名古屋市中区栄二丁目10番19号
　　名古屋商工会議所２階ホール
３．目的事項
　報告事項　1.　第91期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2.　第91期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役９名選任の件
第４号議案	監査役３名選任の件
第５号議案	補欠監査役１名選任の件
第６号議案	役員賞与の支給の件
第７号議案	取締役の報酬額改定の件
第８号議案	当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

４．その他株主総会招集にあたっての決定事項

（1）書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（2）議決権行使書面の郵送による方法とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

（3）議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の３日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申しあげます。

以　上

（お知らせ）　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daido.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（お 願 い）　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末剰余金配当に関する事項

配当の方針につきましては、安定した利益還元の継続を基本としており、連結業績および配当性向等も総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。当期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金３円50銭　　総額1,518,246,923円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

第２号議案　　定款一部変更の件

(変更の理由)

（１）経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な体制を構築するため、次のとおり、取締役の員数その他の規定について所要の変更を行うものであります。

ア　本総会終了後の執行役員制導入にともない、取締役の員数の上限を30名から15名に減員（第23条)。

なお、定款第23条の変更案は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものとします。

イ　取締役の任期を２年から１年（選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで）に短縮（第25条)。あわせて、顧問および相談役の任期についても２年から１年に短縮（第33条)。

ウ　役付取締役の選任（第26条）および職務（第27条）に係る規定の見直し。

エ　取締役会の決議による剰余金の配当等を可能とする規定の新設（第47条)。これにともなう現行定款第47条以下の条数の繰り下げ。

（２）会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号、平成27年５月１日施行）によって、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことにともない、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の責任限定契約に係る規定（第34条、第43条）の一部を変更するものであります。

なお、第34条の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(変更の内容)

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
(取締役の数) 第23条　当会社に取締役30名以内を置く。 (取締役の任期) 第25条　①取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　省　略 (代表取締役及び役付取締役) 第26条　①当会社は、取締役会の決議をもって、会長１名、社長１名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 ②　省　略	(取締役の数) 第23条　当会社に取締役15名以内を置く。 (取締役の任期) 第25条　①取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　現行どおり (代表取締役及び役付取締役) 第26条　①当会社は、取締役会の決議をもって、会長１名、社長１名、副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。 ②　現行どおり

現　行　定　款	変　更　案
（役付取締役の職務） 第27条　①～②　省　略 ③副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐して日常業務を執行する。 ④　省　略 （顧問及び相談役） 第33条　当会社は、取締役会の決議をもって顧問及び相談役若干名を置くことができる。但し、その任期は、2年以内とする。 （取締役の責任免除） 第34条　①　省　略 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（役付取締役の職務） 第27条　①～②　現行どおり ③副社長及び常務取締役は、社長を補佐して日常業務を執行する。 ④　現行どおり （顧問及び相談役） 第33条　当会社は、取締役会の決議をもって顧問及び相談役若干名を置くことができる。但し、その任期は、1年以内とする。 （取締役の責任免除） 第34条　①　現行どおり ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（監査役の責任免除） 第43条　①　省　略 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第43条　①　現行どおり ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第７章　計　算	第７章　計　算
新　設	（剰余金の配当等の決定機関） 第47条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第47条～第49条　省　略	第48条～第50条　現行第47条～第49条どおり

第３号議案　　取締役９名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決され取締役の任期が短縮されることを条件として、取締役全員（21名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制導入にともない、取締役を減員し、９名の選任をお願いするものであります。その候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	嶋尾（しまお）　正（ただし） （昭和25年２月２日）	昭和48年４月　当社入社 平成10年６月　当社知多工場管理部長 平成12年６月　当社鋼材事業部販売第一部長 平成14年７月　当社経営企画部主席部員（企画担当部長） 平成16年４月　当社経営企画部長 平成16年６月　当社取締役経営企画部長 平成18年６月　当社常務取締役 平成21年６月　当社代表取締役副社長兼東京本社長 平成22年６月　当社代表取締役社長（現職） 【重要な兼職の状況】 東京窯業株式会社社外取締役	46,000株
2	岡部（おかべ）　道生（みちお） （昭和27年７月14日）	昭和56年４月　当社入社 平成12年７月　当社技術開発研究所特殊鋼研究部長 平成15年１月　当社技術開発研究所長 平成19年１月　当社研究開発本部副本部長 平成19年６月　当社取締役研究開発本部副本部長 平成21年６月　当社常務取締役研究開発本部長 平成24年６月　当社代表取締役副社長兼研究開発本部長 平成26年６月　当社代表取締役副社長(現職) ［担当］ 社長補佐 技術、研究開発総括 特殊鋼製品本部自動車材料ソリューション部・工具鋼ソリューション部、鍛造製品本部マテリアルソリューション部、機能材料製品本部ステンレス・高合金ソリューション室総括	26,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	新貝 元（しんかい もとし） (昭和32年12月12日)	昭和57年４月　当社入社 平成13年12月　当社鋼材事業部知多工場副工場長 平成15年６月　当社鋼材事業部知多工場技術部長兼副工場長 平成16年４月　当社鋼材事業部星崎工場長 平成18年６月　当社高機能材料事業部長 平成20年１月　当社鋼材事業部知多工場長 平成21年６月　当社取締役高合金事業部長 平成22年６月　当社取締役調達本部長 平成24年４月　当社取締役機能材料製品本部長 平成24年６月　当社常務取締役機能材料製品本部長 平成25年６月　当社常務取締役 平成26年６月　当社代表取締役副社長（現職） 〔担当〕 社長補佐 生産、管理部門、安全・環境総括 【重要な兼職の状況】 東京窯業株式会社社外監査役	33,000株
4	石黒 武（いしぐろ たけし） (昭和32年１月15日)	昭和55年４月　当社入社 平成14年７月　当社鋼材事業部販売第一部長 平成16年６月　当社鋼材事業部鋼材販売部長 平成18年６月　当社鋼材事業部鋼材企画管理部長 平成20年６月　当社経営企画部長 平成21年６月　当社取締役経営企画部長 平成24年４月　当社取締役 平成24年６月　当社常務取締役 平成25年６月　当社常務取締役特殊鋼製品本部長兼特殊鋼棒線事業部長 平成26年６月　当社代表取締役副社長兼東京本社長兼特殊鋼製品本部長（現職） 〔担当〕 社長補佐 営業総括 大阪支店担当 【重要な兼職の状況】 日本発條株式会社社外監査役	38,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	みや　じま　　あきら 宮　嶋　　晃 (昭和29年12月18日)	昭和52年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成９年６月　同行審査部調整第一班参事役 平成11年９月　同行無所属参事役 平成14年４月　株式会社みずほコーポレート銀行 本店営業第十一部付参事役 平成15年５月　同行企業調査部部長 平成16年４月　同行審査第一部部長 平成18年４月　当社常勤顧問 平成18年６月　当社取締役関連事業部長 平成20年６月　当社取締役大阪支店長 平成21年６月　当社取締役 平成22年６月　当社常務取締役（現職） 〔担当〕 ＣＳＲ、内部統制総括 秘書室、経営企画部、関連事業部担当 【重要な兼職の状況】 木曽駒高原観光開発株式会社代表取締役社長、フジオーゼックス株式会社社外取締役(平成27年６月同社取締役就任予定)	27,000株
6	いた　ずり　やす　ひろ 板　摺　康　宏 (昭和28年６月22日)	昭和53年４月　新日本製鐵株式會社入社 平成13年４月　同社名古屋製鐵所薄板工場長 平成15年４月　同社生産技術部長 平成16年４月　同社名古屋製鐵所副所長 平成19年４月　同社執行役員広畑製鐵所長 平成21年４月　同社執行役員社長付 平成21年４月　当社顧問 平成21年６月　当社取締役特殊鋼事業部知多工場長 平成22年６月　当社常務取締役（現職） 〔担当〕 海外事業部、機械事業部担当	37,000株
7	にし　むら　　つかさ 西　村　　司 (昭和32年10月６日)	昭和56年４月　当社入社 平成15年11月　当社鋼材事業部星崎工場副工場長 平成18年６月　当社鋼材事業部星崎工場長 平成21年６月　当社ステンレス・工具鋼事業部長 平成22年６月　当社取締役特殊鋼事業部知多工場長 平成24年４月　当社取締役特殊鋼製品本部知多工場長 平成25年６月　当社取締役 平成26年６月　当社常務取締役（現職） 〔担当〕 リスクマネジメント・コンプライアンス、生産改革部、環境部担当	16,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8 新任	ふじ　の　しん　じ 藤　野　伸　司 (昭和30年７月29日)	昭和56年４月　新日本製鐵株式會社入社 平成15年４月　同社業務プロセス改革推進部部長 平成16年４月　同社名古屋製鐵所製鋼工場長 平成19年４月　同社技術総括部製鋼技術グループリーダー 平成21年４月　同社執行役員大分製鐵所長 平成23年４月　同社執行役員君津製鐵所長 平成24年10月　新日鐵住金株式会社執行役員君津製鐵所長 平成25年４月　同社常務執行役員君津製鐵所長 平成26年４月　同社常務執行役員 平成26年６月　同社常務取締役 平成26年11月　同社常務取締役名古屋製鐵所長(現職) 【重要な兼職の状況】 新日鐵住金株式会社常務取締役（平成27年６月同社常務執行役員就任予定）	0株
9 新任	たね　むら　ひとし 種　村　均 (昭和23年３月27日)	昭和46年４月　日本陶器株式会社（現　株式会社ノリタケカンパニーリミテド）入社 平成11年５月　同社財務部長 平成12年６月　同社取締役財務部長 平成16年４月　同社常務取締役 平成16年６月　同社常務取締役Noritake Co., Inc.(米国)取締役社長 平成18年４月　同社専務取締役Noritake Co., Inc.(米国)取締役社長 平成19年６月　同社取締役副社長 平成20年４月　同社代表取締役副社長 平成20年６月　同社代表取締役社長 平成25年６月　同社代表取締役会長（現職） 【重要な兼職の状況】 株式会社ノリタケカンパニーリミテド代表取締役会長	0株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．藤野伸司氏および種村均氏は、社外取締役候補者であります。
３．藤野伸司氏を社外取締役候補者とした理由は、鉄鋼業界のリーディング会社の経営幹部としての幅広い見識を有しており、当社の経営に対し適切な意見をいただけるものと判断したためであります。
　種村均氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての幅広い見識を有しており、当社の経営に対し適切な意見をいただけるものと判断したためであります。
４．藤野伸司氏と当社、種村均氏と当社との間で、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、それぞれ会社法第423条第１項の責任について、法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
５．種村均氏は、当社の特定関係事業者である木曽駒高原観光開発株式会社社外取締役であります（平成27年６月退任予定）。
６．当社は、藤野伸司氏および種村均氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定する予定であります。

第４号議案　　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、３名の選任をお願いするものであります。その候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	古池俊典（こいけとしのり） （昭和27年３月６日）	昭和50年４月　当社入社 平成14年７月　当社経理部長 平成16年６月　当社監査部長 平成23年６月　当社常勤監査役（現職） 【重要な兼職の状況】 日本精線株式会社社外監査役（平成27年６月退任予定）、フジオーゼックス株式会社社外監査役（平成27年６月同社監査役就任予定）	20,122株
2	徳岡重信（とくおかしげのぶ） （昭和30年９月17日）	昭和53年４月　株式会社東海銀行入行 平成17年５月　株式会社ＵＦＪ銀行執行役員名古屋駅前法人営業部長兼名古屋駅前支店長 平成17年10月　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ執行役員 平成18年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行執行役員 平成21年５月　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ退職 平成21年５月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行常務執行役員 平成22年４月　同行退職 平成22年５月　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員 平成24年６月　同社専務執行役員 平成25年６月　同社退職 平成25年６月　当社常勤監査役（現職） ［当社で監査役に就任してからの年数：２カ年］	3,000株
3	小澤祐吉（おざわゆうきち） （昭和16年７月27日）	昭和39年３月　明治生命保険相互会社入社 平成３年７月　同社取締役企画部長 平成７年４月　同社常務取締役福岡本部長 平成11年４月　同社専務取締役 平成15年４月　同社代表取締役副社長 平成16年１月　明治安田生命保険相互会社代表取締役副社長 平成17年11月　同社退職 平成21年６月　当社監査役（現職） ［当社で監査役に就任してからの年数：６カ年］	0株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．徳岡重信氏および小澤祐吉氏は、社外監査役候補者であります。
３．徳岡重信氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関において執行役員等を経験され経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し公正かつ独立した立場から適切な監査をいただけるものと判断したためであります。
小澤祐吉氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関において代表取締役副社長を経験され経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し公正かつ独立した立場から適切な監査をいただけるものと判断したためであります。
４．徳岡重信氏と当社、小澤祐吉氏と当社との間で、それぞれ会社法第423条第１項の責任について、金100万円と法令の規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会社法第423条第１項の責任について、法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
５．徳岡重信氏は、当社の特定関係事業者である下村特殊精工株式会社、大同キャスティングス株式会社、日本鍛工株式会社および大同精密工業株式会社の社外監査役であります（平成27年６月各社監査役就任予定）。
６．当社は、徳岡重信氏および小澤祐吉氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。

第５号議案　　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。その候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

氏　　名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
服部（はっとり）　豊（ゆたか） （昭和15年10月19日）	昭和42年４月　名古屋弁護士会登録、佐治法律事務所入所 昭和46年12月　服部豊法律事務所設立（現在に至る） 昭和63年４月　名古屋弁護士会副会長 平成17年６月　当社補欠監査役（現職）	0株

（注）１．服部豊氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．服部豊氏は、社外監査役候補者であります。
３．服部豊氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の弁護士としての経験および培われた法律知識を当社の監査に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
４．服部豊氏が監査役に就任した場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

第６号議案　　役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役21名（うち社外取締役１名）および監査役３名（うち社外監査役２名）に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額9,170万円（取締役分8,560万円（うち社外取締役分90万円)、監査役分610万円）を支給することといたしたいと存じます。

第７号議案　　取締役の報酬額改定の件

現行の取締役の報酬額は、平成20年６月27日開催の第84期定時株主総会において月額61百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決され取締役の員数の上限が減員となることを条件として、また、その後の経済情勢の変化、その他諸般の事情を勘案し、取締役については月額41百万円以内（うち社外取締役分は月額5百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。

なお、第３号議案をご承認いただきますと、取締役の人数は９名（うち社外取締役２名）となります。

第８号議案　　当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成25年５月８日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上を目的として、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定のうえ、同日付けで公表し、また、原対応方針の導入に関する議案については平成25年６月27日開催の当社第89期定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただいております。その後引き続き、当社は、関連法令等の改正等の動向に注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取り組みとして、原対応方針の内容についてさらなる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針に替えて、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となるような当社の株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）に対して、原対応方針から継続して本対応方針（下記Ⅲ.１.において定義されます。以下同じです。）を導入することを、平成27年５月８日開催の当社取締役会において決定いたしました。そこで、本対応方針について株主の皆様のご承認をお願いするものです。本対応方針に係る手続の流れの概要につきましては、添付ご参考資料１をご参照ください。

本対応方針の内容につき、原対応方針からの変更点は以下のとおりです。

・大規模買付ルール（下記Ⅲ.２.において定義されます。以下同じです。）の迅速な運用が確保されるよう、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を求める期間の上限を設定することとし、その上限を原則として60日といたしました。

・大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められるときには例外的に対抗措置を発動できることとしておりますが、このような例外的に対抗措置を発動できる場合に該当する具体的な類型を定める別紙１の内容について、より客観的で明確な内容とするために一部を削除しました。

・原対応方針においては、有効期間を２年間としておりましたが、「第２号議案

定款一部変更の件」が承認可決され、取締役の任期が２年間から１年間に短縮された場合、当該任期の短縮により、本対応方針の継続の是非に関しても、毎年、定時株主総会における取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を確認することが可能であることから、本対応方針においては、有効期間を３年間とすることといたしました。

本対応方針の有効期間は、平成30年６月に開催予定の当社第94期定時株主総会の終結時までといたします。

（注１）「特定株主グループ」とは、(ⅰ)①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同項に規定する保有者をいい、同条第３項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）および②その共同保有者（同条第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項本文に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）、ならびに、(ⅱ)①当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）を行う者および②その特別関係者（同条第７項に規定する特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）を意味します。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

（注２）「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(ⅰ)特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下別段の定めがない限り同じです。）、または、(ⅱ)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合（同条第８項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の合計をいいます。なお、各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定する発行済株式の総数をいいます。）および総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定する総議決権の数をいいます。）は有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社経営を行うものであったり、株主の皆様に当社の株式の売却を事実上強要するものであったり、または、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、下記１.の企業価値向上に向けた取り組み、および、下記２.のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを実施しております。これらの取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取り組みは、上記Ⅰ.に記載の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資するものであると考えております。

１．企業価値向上に向けた取り組み

当社グループにおいては、平成26年度までを実行期間とする中期経営計画を策定し、その実現に向けて取り組んでまいりました。事業環境面では、国内外における需要・競争環境やエネルギー等のコスト構造においてもさまざまな変化が生じておりますが、知多工場への製鋼プロセス合理化工事をはじめとする戦略投資やグローバル・リーディング商品の拡販活動、事業継続性強化のためのBCM（Business Continuity Management）への取り組みなど、中期経営戦略上の重点課題については従来どおり推進しております。経営戦略の詳細については以下に記載しておりますが、これらへの取り組みを通じてグローバル競争激化に備えた「ポートフォリオ改革・生産革新」の実現を目指してまいります。

当社グループでは、総合特殊鋼メーカーとしての“お客様へのソリューション

提供”と“グローバル競争力強化”を通じて『企業体質強化』と『成長戦略の実現』を推し進め、世界最強の特殊鋼メーカーを目指します。そのための施策として以下の重点課題に取り組んでまいります。

(1) ベースロード商品の抜本的事業基盤強化

① 当社のメイン工場である知多工場（愛知県東海市）製鋼プロセスへの大規模投資は、平成25年11月の稼働立上げ後、順調に量産体制に移行しております。これにより歩留向上・省電力を中心とした大幅なコストダウンと戦略商品の生産余力創出が可能となり、グローバル市場で勝ち残るための競争力の強化と戦略商品の拡販を推進いたします。

② 型鍛造事業の戦略投資として知多型鍛造工場（愛知県東海市、知多工場内）に新たに開発した熱間高速横型鍛造機を導入し（平成27年３月下旬稼働開始)、品質の向上とコスト競争力強化を図ってまいります。

③ 事業活動の継続性・安定性強化のため当社グループでは従来より耐震対策や環境対応投資を実施してまいりましたが、これらの対応に加えて津波等の重大災害を想定したBCM（Business Continuity Management、事業継続マネジメント）への取り組み強化や、環境保全のための活動にも重点を置いてまいります。

(2) 大同得意商品による中長期成長戦略の実現

① 今後もさらなる成長が見込まれるアジア市場を中心に、大同得意商品である“グローバル・リーディング商品”の拡大を進め、成長戦略の実現を図ってまいります。

② グローバル・リーディング商品拡大のため、知多工場への合理化投資の他、渋川工場の溶解能力拡張工事や星崎工場の２次加工コストダウン、自動車用エンジンバルブの現地生産等の施策を進め、QCD競争力の抜本的な改善と成長戦略の推進を図ってまいります。

(3) 次世代成長事業による将来成長分野の拡大

今後の需要拡大が見込まれる次世代成長事業・商品につきましては、さらなる品質・技術革新の追求とグローバル生産能力の拡充によって成長戦略を実現してまいります。なかでも世界的な需要拡大が見込まれる磁石事業、ターボ部材事業につきましては、ダイドー電子グループ、インターメタリックス ジャパン、大同キャスティングス等のグループ各社において生産能力拡大投資や新商

品開発等を推進しており、これらの施策によるさらなる事業成長を目指してまいります。

(4) グローバルネットワークと海外戦略の展開

海外成長市場への取り組みとして、成長市場であるアジア新興国市場に対し当社グループによるサプライチェーン機能の強化と海外提携会社との関係強化を図り、グローバルネットワークの拡充を目指してまいります。なかでも、インド・サンフラッグ社へは平成26年７月に10%の出資を実施しており、今後インド市場でのビジネス展開を推進してまいります。

(5) 財務体質の強化

上記の事業戦略を通じて収益力のさらなる強化と生産効率性の向上を図り、将来にわたる安定的なキャッシュ・フロー創出力を獲得してまいります。そして当社グループの持続的成長力を確保するための経営資源の再投入と財務体質のさらなる強化を両立してまいります。

2．コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、変化の激しい経営環境に対応すべく、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつと認識し、経営の効率化、意思決定の適正化・迅速化および経営の透明性の確保に向けた取り組みを行っております。

また、社会に貢献する企業としての責任を明確にするために、「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、『大同特殊鋼企業倫理憲章』を制定し、社会に開かれた企業としての基盤の整備に努めております。なお、財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制委員会」を設置しております。これらの詳細は(3)「リスク管理体制の整備の状況」に記載のとおりです。

(2) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の内容

当社は、監査役制度を採用しております。また、当社では、社外監査役２名、および社外取締役１名を選任し、それぞれの立場から取締役の業務執行を監査および監督することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

また、当社は、本総会終了後、新たに執行役員制を導入する予定です。かかる執行役員制の導入に加え、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決された場合、取締役の員数の上限は従来の30名から15名（当社変更後の定款第23条）に変更されます。これらにより、監督機能と業務執行機能とを分離

して取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図ってまいります。また、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決された場合、取締役の任期が２年間から１年間に短縮されます（当社変更後の定款第25条第１項）。これにより、取締役の株主に対する責任を一層明確にいたします。

② 内部統制システムの整備の状況

当社では、コンプライアンス、環境管理、安全管理、品質保証等の各統括部門において、内部統制を行うと同時に、代表取締役社長が直轄する内部監査部門において、それらの各統括部門の内部統制が、法順守性を伴いながら有効かつ効率的に機能しているかを、常時モニタリングしております。

また、内部監査部門は、内部統制システムの充実をより確実なものにするために、監査役および監査法人との連携を取りながら監査を行い、また、その結果を、随時経営マネジメントに報告しております。

グループ全体に関しましては、当社内部監査部門がグループ各社に定期的に往査して、内部統制状況等を確認する巡回監査を実施しています。また、それに加え、グループ各社を対象にした「グループ監査研究会」を開催し、各社間で監査事例の交換、各社の監査実施責任者の監査技術の研鑽等に努めております。

なお、平成20年度から適用が開始された「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況評価との双方向的な運営を図り、モニタリングの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスクマネジメントおよびコンプライアンス重視の経営を実践しております。

具体的には、リスクマネジメントに関する基本的な事項を「リスクマネジメント規程」にて定めているほか、当社グループにおいて近い将来に発生が予想されるリスクおよび潜在的リスクのマネジメントについて審議し、当社常勤役員会および当社取締役会の諮問に答申する機関として、当社代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメントおよびコンプライアンスの全社統括責任者としてリスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選定しております。

また、コンプライアンスの相談・通報窓口として、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員、担当部門および社外の弁護士へのホットラインを設置しております。さらに、『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を制定し、全従業員およびグループ各社に周知徹底しております。

あわせて、重大事故が発生した場合に備え、関係者のいち早い情報の共有化、

スピーディーでかつスムーズな対応処置、および、企業活動への影響の最小化を目的として「重大事故発生時の緊急対応体制規程」を定め、全社およびグループ各社に周知しております。

なお、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に対応した当社およびグループ会社における体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」にて定め、「内部統制委員会」を設置しております。

今後も当社グループ全体としてのリスク管理体制の強化に努めてまいります。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

１．本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社の事業は特殊鋼鋼材事業、機能材料・磁性材料事業、自動車部品・産業機械部品事業、エンジニアリング事業および流通・サービス事業と多岐にわたり、また、上記Ⅱ.に記載のとおり、当社が実施する上記Ⅰ.に記載の基本方針の実現に資する取り組みも複雑かつ多岐にわたっております。

したがいまして、当社が大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、多岐にわたる当社の事業の状況および当社が具体的に実施している取り組みを踏まえた当社の企業価値を把握することは困難であり、株主の皆様が、当社の企業価値および大規模買付行為の提案内容を十分理解されたうえで、当該提案に応じるか否かを短期間のうちに適切にご判断されることは極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業および上記の様々な取り組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社の株券等を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様に当社の株券等の売却を事実上強要し、または、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を発動する必要もあるものと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を防止するために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記Ⅰ.に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、添付ご参考資料２をご参照ください。

2．大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従っていただく手続は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(ⅰ)大規模買付者の概要

① 氏名または名称および住所または所在地
② 代表者の氏名
③ 会社等の目的および事業の内容
④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
⑤ 国内連絡先
⑥ 設立準拠法

(ⅱ)大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(ⅲ)大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等[1]を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

(ⅳ)大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

---

[1] 金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

（2）大規模買付情報の提供

上記(1)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日[2]（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記(1)(ⅰ)⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得たうえで合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付ルールの迅速な運用が確保されるよう、大規模買付者から大規模買付意向表明書を提出していただいた日から60日（初日不算入）（以下「情報提供要請期間」といいます。）を経過しても当社が求める情報が提出されない場合には、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当社取締役会による評価・検討等を開始します。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、または大規模買付行為の内容および態様等、大規模買付情報の提出状況等を考慮して合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供要請期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします。その際、当社取締役会は、特別委員会（下記４．(1)(ⅰ)をご参照ください。以下同じです。）に対して、期間延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

[2] なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得たうえで、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供できない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供できない理由を具体的に示していただくよう求めます。

① 大規模買付者およびそのグループの詳細（沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の氏名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近２事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。）
② 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法および内容（大規模買付行為の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。）に関する意見を含みます。）
③ 買付対価の種類および金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。）、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するにいたった経緯を具体的に記載していただきます。）
④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
⑤ 大規模買付者がすでに保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取り決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、

予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性

⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性

⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容

⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由

⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要

⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

⑭ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容

⑮ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、すみやかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を公表いたします。また、当社は、情報提供要請期間が経過し、当社取締役会による評価・検討等を開始する場合には、すみやかにその旨を公表いたします。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が経過した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて合理的に必要な期間（ただし、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（いずれの場合も初日不算入）とします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明のうえ、その是非に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的期間および当該延長の理由を、適用ある法令および金融商品取引所規則に従い、適切な時期および方法により公表いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認株主総会（下記

3.(1)(ⅰ)②において定義されます。以下同じです。）を招集する場合については、下記3.(1)(ⅲ)をご参照ください。

3．大規模買付行為がなされた場合における対応方針

（1）対抗措置発動の条件

(ⅰ)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

①　取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記4.(1)(ⅱ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

②　株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①の場合のほか、当社取締役会は、（ア）大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いもしくは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または、（イ）下記4.(1)(ⅱ)に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(ⅱ)大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

①　取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対

する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為がもっぱら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。具体的には、別紙１に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、上記対抗措置を発動することができるものとします。

かかる場合、下記４.(1)(ⅱ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①の場合のほか、当社取締役会は、（ア）当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であっても、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または、（イ）下記４.(1)(ⅱ)に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(ⅲ)株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な

最も早い日において開催するものとします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集されない場合においては、上記２.(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(2) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は別紙２に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

４．本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(1) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(ⅰ)特別委員会の設置

情報提供要請期間を延長するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（ただし、対抗措置の発動の是非について株主意思確認株主総会を招集する場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従います。）が、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、３名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から取締役会が選任するものとします。なお、本対応方針導入時の特別委員会委員の候補者および各委員の略歴は、添付ご参考資料３「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

(ⅱ)対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（ただし、株主意思確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、かかる諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、および、当該対抗措置発動の必要性・合理性を説明したうえで、対抗措置の発動の是非に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の同意を得たうえで、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討のうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(ⅲ)特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、情報提供要請期間の延長の是非、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非および発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、当該諮問事項に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主の皆様のご意思の確認

(ⅰ)本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、平成27年５月８日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがいまして、本議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、原対応方針についても本総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(ⅱ)対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記３.(1)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(3) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保もしくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況にいたった場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、上記①または②の場合に該当することとなった具体的事情を提示したうえで、対抗措置の維持の是非に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。特別委員会は、かかる諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するにいたった場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止または撤回し、すみやかにその旨を公表

いたします。

ただし、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、割当期日（別紙２第１項において定義されます。以下同じです。）に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回しないものとします。

(4) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成30年６月に開催予定の当社第94期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従ってすみやかに公表いたします。

５．本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める大規模買付情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断されることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会

が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記１.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記４.(2)に記載のとおり、平成27年５月８日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。

また、上記４.(2)(ⅱ)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

さらに、上記４.(4)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成30年６月に開催予定の当社第94期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議し、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社定款においては、従前、取締役の任期を選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めておりましたが、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決された場合、取締役

の任期が２年間から１年間に短縮されますので、株主の皆様は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、毎年、定時株主総会における取締役の選任を通じて、本対応方針の継続に関するご意向を示していただくことが可能となります。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記３.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(5) 特別委員会の設置

上記４.(1)(ⅰ)に記載のとおり、当社は、本対応方針において、情報提供要請期間を延長するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記４.(4)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は平成30年６月に開催予定の当社第94期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、上記(3)に記載のとおり、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決された場合、取締役の任期が２年間から１年間に短縮されます。したがいまして、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

６．株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。

したがいまして、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主および投資家の皆様が保有する当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式１株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、当社は、当社取締役会が対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記４.(3)に記載のとおり、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することがありますが、本権利落ち日よりも前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ての中止または撤回を行うことはありません。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申し込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に公表

いたします。

７．その他

本対応方針は、平成27年５月８日開催の当社取締役会において決定されたものですが、独立役員である社外取締役が賛成しています。また、当該取締役会には、独立役員である社外監査役２名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に同意する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に替わる別途の買収防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以　上

（別紙１）

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

(1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が著しく毀損される等し、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(8) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以　上

（別紙２）

本新株予約権の概要

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

２．割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）１株につき１個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は１株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者[3]、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者[4]、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者[5]（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

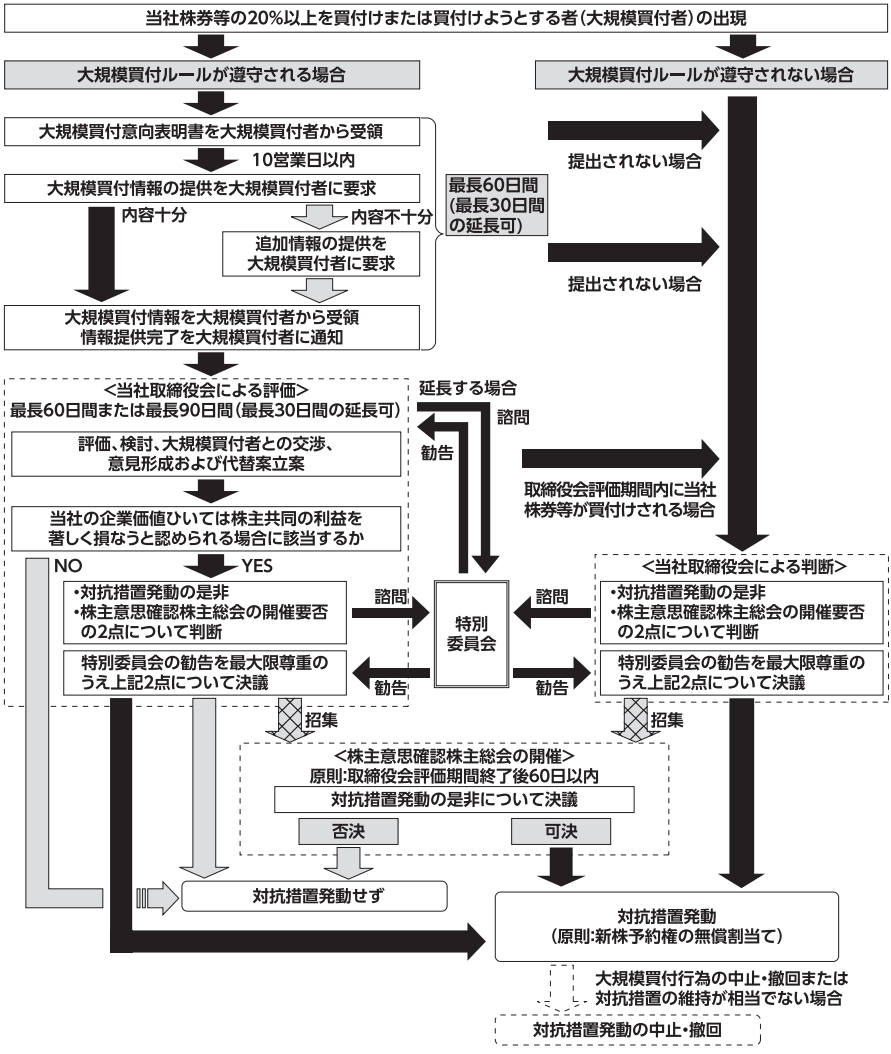
3　当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20％以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

4　公開買付け(金融商品取引法第27条の２第６項に規定する公開買付けを意味します。）によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

5　ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第３条第３項に規定されます。）をいいます。

(ご参考資料1)

本対応方針に係る手続の流れの概要



(注)このフローチャートは、本対応方針の概要を記述したものです。
本対応方針の詳細につきましては、本文をご参照ください。

以　上

（ご参考資料２）

当社の大株主の状況

平成27年３月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株　　主　　名	持株数（千株）	持株比率（%）
新日鐵住金株式会社	31,009	7.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,544	5.19
明治安田生命保険相互会社	20,759	4.78
株式会社みずほ銀行	15,543	3.58
日本発條株式会社	14,497	3.34
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	14,058	3.24
本田技研工業株式会社	13,053	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,891	2.97
トヨタ自動車株式会社	8,690	2.00
株式会社デンソー	8,000	1.84

（注）持株比率は、自己株式702,858株を控除して計算しており、表示単位未満を切り捨てております。

以　上

（ご参考資料３）

特別委員会委員の略歴

氏　名　赤羽　　昇（あかはね　のぼる）
略　歴　昭和37年４月　日本陶器株式会社（現 株式会社ノリタケカンパニーリミテド）入社
平成６年６月　同社取締役
平成９年６月　同社常務取締役
平成12年６月　同社専務取締役
平成14年４月　同社取締役副社長
平成14年６月　同社代表取締役副社長
平成16年６月　同社代表取締役社長
平成20年６月　同社代表取締役会長
平成24年６月　同社相談役（現職）

氏　名　服部　　豊（はっとり　ゆたか）
略　歴　昭和42年４月　名古屋弁護士会登録、佐治法律事務所入所
昭和46年12月　服部豊法律事務所設立（現在に至る）
昭和63年４月　名古屋弁護士会副会長
平成17年６月　当社補欠監査役（現職）

氏　名　小澤　祐吉（おざわ　ゆうきち）
略　歴　昭和39年３月　明治生命保険相互会社入社
平成３年７月　同社取締役企画部長
平成７年４月　同社常務取締役福岡本部長
平成11年４月　同社専務取締役
平成15年４月　同社代表取締役副社長
平成16年１月　明治安田生命保険相互会社代表取締役副社長
平成17年11月　同社退職
平成21年６月　当社社外監査役（現職）

上記委員の全員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間には特別な利害関係はありません。なお、当社は、小澤祐吉氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。

以　上

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

1．議決権行使のお取り扱い

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。(インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますので、ご注意ください。)

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

(2) インターネットによる議決権行使は、平成27年６月25日（木曜日）当社営業終了時（午後６時）までに行使されるようお願いいたします。

(3) インターネットによって、複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) 議決権行使書のご郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

2．パスワードのお取り扱い

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。なお、パスワードのお電話などによるご照会には、お答えできません。

(2) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。次の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

3．システムに係る条件

インターネットでの議決権行使のために、次のシステム環境をご確認ください。

(1) インターネットにアクセスできる状態であること。

(2) 画面の解像度が横800ドット×縦600ドット（SVGA）以上のモニターを使用できる状態であること。

(3) 次のソフトウェアを使用できる状態であること。

ア．マイクロソフト社　インターネット・エクスプローラー（Microsoft® Internet Explorer）Ver.5.01 Service Pack2 以降

イ．アドビシステムズ社　アドビ・アクロバット・リーダーまたはアドビ・リーダー（Adobe® Acrobat® Reader ™ Ver.4.0以降 またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降）

＊アドビ・アクロバット・リーダーまたはアドビ・リーダーは前記議決権行使専用ウェブサイト上で総会関係資料のご参照、議案内容のご参照をされる場合のみ必要となります。

Microsoft®およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標、商標および製品名です。Adobe® Acrobat® Reader ™ 、Adobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標、商標および製品名です。

これらのソフトウェアは、いずれも各社ホームページから無償で配布されています。

4．インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法がご不明な場合

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート
電話　0120-652-031（フリーダイヤル）
受付時間　9:00～21:00

(2) その他、ご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ．証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行株式会社　証券代行事務センター
電話　0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間　9:00～17:00　土日・休日を除く

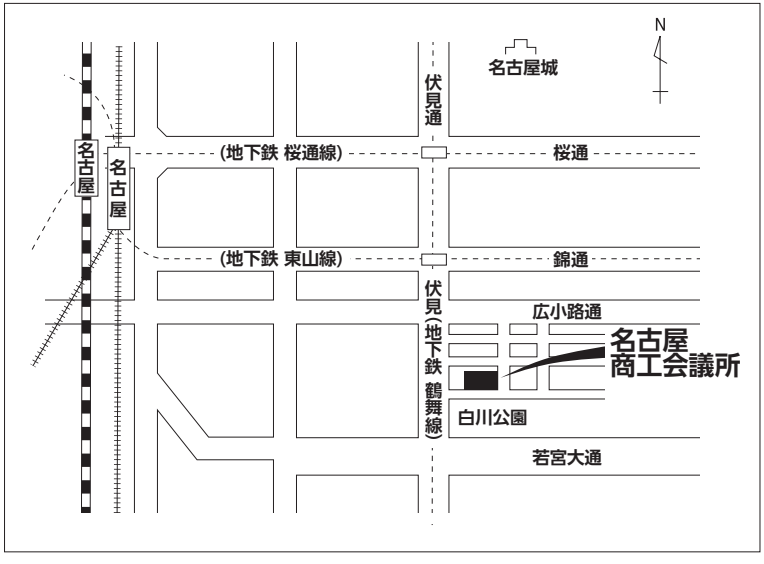
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所２階ホール
電話　（052）223－5620
地下鉄伏見駅下車　南へ徒歩約10分



UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE OIL INK

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915